

「2023とかしきまつり」販売事業者募集要項

1. 目的

飲食販売の出店スペースを設けることにより、賑わいを創出し、村民並びに観光客が快適に楽しんでいただく場とする。

さらに、飲食店の販売機会と地域経済の循環を図る。

2. 出店内容に関する事項（出店条件）

① 出店場所

渡嘉敷村字渡嘉敷355番地 渡嘉敷村立渡嘉敷小中学校・グラウンド

出店業種

飲食・物販売

* 飲食は沖縄県内での営業許可により取扱可能なものに限る。

② 出店形態

出店数は、4店舗（1事業者につき1張り）

* 多数の場合は抽選で決定いたします。

③ 出店期間

令和5年10月21日（土）15：00頃 ～ 22：00頃

* 搬入、搬出にかかる時間を含む（時間変更有り）

3. 設備、店舗について

① 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とする。

② 出店者は、出店者の責務で出店スペースに利用者用のゴミ箱を設置すること。

「燃えるゴミ」「空き缶」「ペットボトル」「空き瓶」の分別は必ず行ってください。

また、ゴミ削減の一つとして、コップなどリサイクル（再利用）のご協力をお願いします。

③ 適切に廃棄物（排水含む）を処理すること。

④ まつり終了後の会場清掃へ参加すること（最低2名）

4. 出店申込資格について

・村内で事業を営んでいる者

下記書類を申込期限までに担当課までに提出すること。

① 使用許可申請書

② 営業許可証の写しもしくは、臨時営業許可証の写し

申込期限：令和5年10月6日（金）17時

5. 出店者の遵守事項

出店者は法令及び下記の遵守しなければならない。違反した場合には、出店許可を取り消す場合がある。

・指定された場所を他人に転貸または目的外に使用しないこと。

・指定された場所以外での物品の販売（はみだし陳列等含む）はしないこと。

・品質管理を十分に行うこと。

・渡嘉敷村の指示に従うこと。

6. 免 責

万一、盗難及び食中毒等の不測の事態が生じた場合、渡嘉敷村は一切のその責任を負わない。

7. その他

この要綱にない事項については、渡嘉敷村の指示に従うこと。

【お問合せ】

渡嘉敷村役場観光産業課

T E L : 098-987-2333

F A X : 098-987-3085

E-mail : kankou.1@vill.tokashiki.okinawa.jp